

長第06210002号  
平成30年 6月21日

各介護保険施設 } 管理者 様  
各指定特定施設

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局  
長寿社会課 介護サービス指導室長  
( 公 印 省 略 )

身体拘束等の適正化を図るための措置等に係る自主点検について（依頼）

このことにつきましては、平成30年度介護報酬改定において運営基準と減算幅の見直しが行われ、各施設においては、改正後の関係規定に基づき身体拘束等の適正化を図るための措置を講じる必要があります。（別添1参照）

つきましては、下記に留意の上、当該措置を適正に講じているか点検してください。

また、介護老人保健施設にあっては、基本報酬の要件を満たしているか併せて点検願います。なお、自主点検の結果の報告は、不要です。（下記1の⑤の場合を除く。）

#### 記

### 1 身体拘束等の適正化を図るための措置について【施設共通】

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。
- ② 平成30年6月末までに、「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備してください。  
※③の開催前に必ず指針を整備してください。
- ③ 平成30年6月末までに、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を開催し、3月に1回以上開催してください。また、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。
- ④ 「身体的拘束等の適正化のための研修」を年2回以上行うようにしてください。
- ⑤ 身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない事実が生じた場合は、次の手続きを行ってください。
  - ・ 速やか（事実が生じた日から概ね1～2週間程度）に県長寿社会課介護サービス指導室に改善計画を提出する。
  - ・ 事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告する。
  - ・ 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出の上、入所者全員について、1割減算する。（最低3か月間は減算する。）

（介護老人保健施設の方は裏面に続きます）

## 2 介護老人保健施設の基本報酬について【介護老人保健施設のみ】

- ・ 算定要件は、平成30年度介護報酬改定に関する報酬告示、留意事項通知及びQ&A等で必ず確認してください。  
なお、参考までに、別紙13「介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」に係る規定を記載した資料（別添2）を添付しています。
- ・ 「その他型」を算定するときに算定できない加算があります。（別添3参照）
- ・ 在宅復帰・在宅療養支援等指標を毎月算出し、報酬上の評価における区分に変更が生じないか確認してください。また、毎月記録し、算定根拠等の関係書類を整備しておいてください。
- ・ なお、報酬上の評価における区分に変更が生じているにもかかわらず、届出せずに当該区分について請求を行った場合は、不正請求となります。

※別添2及び3は介護老人保健施設のみに添付しています。

事務担当 介護サービス指導室 山野（介護老人保健施設・介護療養型医療施設） 上野（介護老人福祉施設） 萩原（特定施設入居者生活介護）  電 話 073-441-2527 FAX 073-441-2523
---